

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たる日は、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示

生活保護法施行規則による指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出

生活保護法による医療機関の指定

国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの

米飯提供者の登録

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正保安林の指定の解除

土地の立入りの許可
道路の位置の指定

◇ 公 告
昭和四十二年度林業改良指導員資格試験の実施

告 示

鳥取県告示第十七号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診療科名	廃 止 年 月 日
井 崎 医 院	鳥取市東品治町五の二	胃腸科、内科、外科、呼吸器科、肛門科	昭和四十二年十二月十三日
田 中 医 院	倉吉市上井町二丁目九の二	耳鼻咽喉科、眼科	十一月十四日

鳥取県告示第十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十三年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診療科名	開設者名
昭和四十二年十二月十四日	井 崎 医 院	鳥取市吉方町一区八二〇番地	小児科、肛門科、内科、外科、胃腸科	井 崎 太 郎
十一月十五日	田 中 医 院	倉吉市上井町二丁目九の二	耳鼻咽喉科、眼科	田中仁司旗

鳥取県告示第十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十三年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	昭和四十二年十二月十九日	名 称	長田 医院	所 在 地	境港市佐斐神町一 二三五番地	診 療 科 名	産科、婦人科、内 科、外科	開 設 者 名	長田 昭夫
-------	--------------	-----	-------	-------	-------------------	---------	------------------	---------	-------

鳥取県告示第二十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 氏 名 名称又は屋号

鳥振第二九二号 昭四二・一・二二 米 原 正 博 鳥取スポーツセンター

〃 二九二〃 〃 亀 井 寛 亀 井 堂 駅前店 〃 徳尾二二二

鳥取県告示第二十二号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十三年一月十二日から施行する。

昭和四十三年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

東京都 鹿兒島県 福島県 ~~滋賀県~~ 大分県 和歌山県 熊本県 奈良

登録の記号及び番号	鳥国医一、二九四	氏 名	安 東 良 博	登録の年月日	昭和四十二年十二月十九日
〃	一、二九五	湯 村 正 仁	〃	〃	二十三日
〃	一、二九六	長 野 護	〃	〃	〃

鳥取県告示第二十一号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十三年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

住 所 営業所の所在地

鳥取市古市一

〃 〃 徳尾二二二 鳥取市東品治一六九

県 静岡県 栃木県 ~~山形県~~ 宮城県 兵庫県 大阪府 広島県 岡山

県 三重県 富山県 神奈川県 愛媛県

鳥取県告示第二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十三年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字逢束字鈴野一〇七五の一七二

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第二十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十三年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字長瀬字二ノ御建山下二九五三の三

(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び羽合町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第二十五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十三年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称 中国電力株式会社

二 事業の種類 低圧架空電線路の新設

三 立ち入ろうとする土地の区域 日野郡日南町印賀及び菅沢

四 立ち入ろうとする期間 昭和四十三年一月十二日から

昭和四十三年六月三十日まで

鳥取県告示第二十六号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十三年一月九日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十三年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市御弓町五四番地 鳥取市卯垣字大崩	八七の一の一部	幅員 四・〇〇
奥山商事有限公司	八七の一 地先農道	メートル
代表取締役 奥山峯雄	字植田 二四の一	延長 三五三・四〇
"	"	メートル
"	二四の二	"
"	二五の一	"
"	二五の二	"
"	二五の三	"
"	二六	"
"	二四の一 地先農道	"

公 告

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

鳥取県林業改良指導員資格試験条例（昭和33年4月鳥取県条例第11号）
第2条の規定により、昭和42年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

昭和43年1月12日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学若しくは旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は旧実業専門学校卒業程度検定規程（昭和16年文部省令第54号）、専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）、旧実業学校教員検定に関する規程（大正11年文部省令第4号）若しくは旧中学校、高等女学校教員検定規程（明治41年文部省令第52号）により林業に関する学科目の検定に合格した者

- (2) 学校教育法による高等学校、旧中学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校、旧実業学校令（明治32年勅令第29号）による実業学校、旧高等女学校令（明治32年勅令第51号）による高等女学校若しくは旧中学校令（明治32年勅令第28号）による中学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）、旧専門学校入学者検定規程（大正13年文部省令第22号）若しくは旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後、昭和43年3月15日まで次に次のイ若しくはロの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が4年以上に達するもの

- イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中学校その他これらと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育
- ロ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導

- (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等又はそれ以上の学歴及び経験を有すると知事が認めたる者

(注) 受験資格(3)により認定を受けようとする者は、出願書類に受験資格認定申請書（第1号様式）を添え、昭和43年2月10日までに知事に提出すること。

2 試験実施方法

- (1) 受験願書の受付期間 昭和43年1月22日から昭和43年2月16日まで（最終日の消印があるものは有効）

(2) 受験願書の受付場所

鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県農林部造林課

(3) 試験の日時 筆記試験 昭和43年3月15日 午前8時30分から

口述試験 昭和43年3月15日 午後1時から

(4) 試験の場所

鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県庁会議室

(5) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験と口述試験に分けて行なう。

イ 筆記試験は、学校教育法による大学の卒業程度の林業技術及び林業知識について行なう。

ウ 必須項目 林業経営、造林、森林保護、特殊林産

選択項目 木材加工、林産化学、林業機械

エ 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行なう。

3 出願書類

(1) 受験願書(第2号様式)

(2) 履歴書(第3号様式)

(3) 最終学校卒業証明書、検定合格証明書又は受験資格認定書

(4) 1の(3)に該当する者にあつては、1の(2)のイ又はロの職務に従事した期間につき、受験資格を有することを証する職歴証明書(第4号様式)

(5) 写真(最近6月以内に撮影した正面、上半身、無帽の手札型で、無台紙のものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。)

4 受験手数料及びその納付方法等

(1) 受験手数料 500円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はりつけ欄にはりつけること。この場合、消印しないこと。

(3) 既納の手数料は、還付しない。

5 合格者の公表

試験合格者の氏名は、試験実施後1月以内に公表するとともに合格者に通知する。

6 その他

(1) 試験に関し不正行為があつた場合は、受験を停止し、又は合格を無効とする。

(2) 試験に関する詳細については、鳥取県農林部造林課又はもよりの地方農林振興局林業課に照会すること。郵便で照会の場合は、返信用切手を同封すること。

第1号様式

(日本標準規格B5)

受 験 資 格 認 定 申 請 書

林業改良指導員資格試験を受験する資格を有する者であること

との認定を受けたので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

氏 名 ㊦

鳥取県知事

殿

記

氏 名		性別	
生 年 月 日			
本 籍			
現 住 所			

第2号様式

(日本標準規格B5)

受 験 願 書

収 入 証 紙
は り つ け 欄

林業改良指導員資格試験を受けたので、関係書類を添えて

出願します。

年 月 日

氏 名 ㊦

鳥取県知事

殿

記

氏 名		性別	
生 年 月 日			
本 籍			
現 住 所			
選 択 項 目			

第3号様式

履 歴 書

氏名		[生年 月日]	性別
本籍			
現在所			

学 歴

卒業年次	学校名及び専攻科目	所在地
年 月		

職 歴

勤務期間	勤務場所	職名	業務内容
年 月 月 月 まで			

賞 罰

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
氏 名 ㊟

第4号様式

職 歴 証 明 書

職 名 _____

氏 名 _____

年 月 日生

- 1 試験研究に従事した期間及び勤務場所
- 2 教育に従事した期間及び勤務場所
- 3 普及指導に従事した期間及び勤務場所

上記に相違ないことを証明する。

年 月 日

所属長 職名 _____

氏 名 ㊟